

高等学校等就学支援金／高校生等臨時支援金の申請について

～申請いただかないと、授業料の支払いが必要となります！～

◆ 制度概要

- ◇ 高等学校等就学支援金を申請し、認定になれば授業料の支払いが不要となります。
- ◇ 令和7年度は、授業料支援の対象者の範囲が広がり、**高等学校等就学支援金を申請した結果、不認定と判定された場合には高校生等臨時支援金の対象となり、授業料の支払いが不要となります。**

※ 高校生等臨時支援金を受給するには、「高校生等臨時支援金申請意向及び同意について」により、認定情報等を高校生等臨時支援金の認定事務で利用することへの同意や、支給を受けるための意向確認が必要となります。

- ◇ 計算式（保護者（親権者）全員）により計算した額により、支給される支援金が異なります。

●高等学校等就学支援金：30万4,200円（年収約910万円）未満の世帯

●高校生等臨時支援金：30万4,200円（年収約910万円）以上の世帯

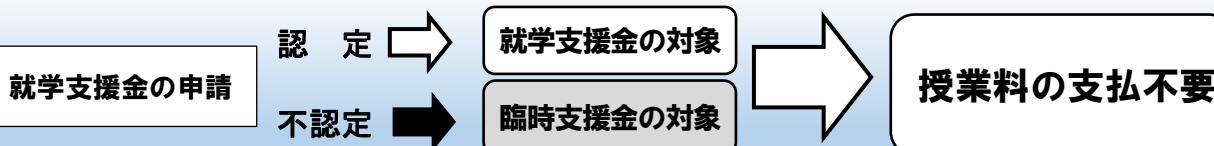
【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% – 市町村民税の調整控除の額

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算

※ 就学支援金の支給を受けようとする生徒本人が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合（令和7年7月～令和8年6月分については、平成21年1月2日～4月1日生まれの生徒が対象）は、保護者等の課税標準額から33万円を控除した額を用いて算定基準額を算出

【令和7年度の高校授業料無償化のイメージ】

申請いただかないと授業料の支払いが必要となります。



◆ 提出書類

- ◇ 次の書類を、事務室に提出してください。

1 高校生等臨時支援金申請意向及び同意について

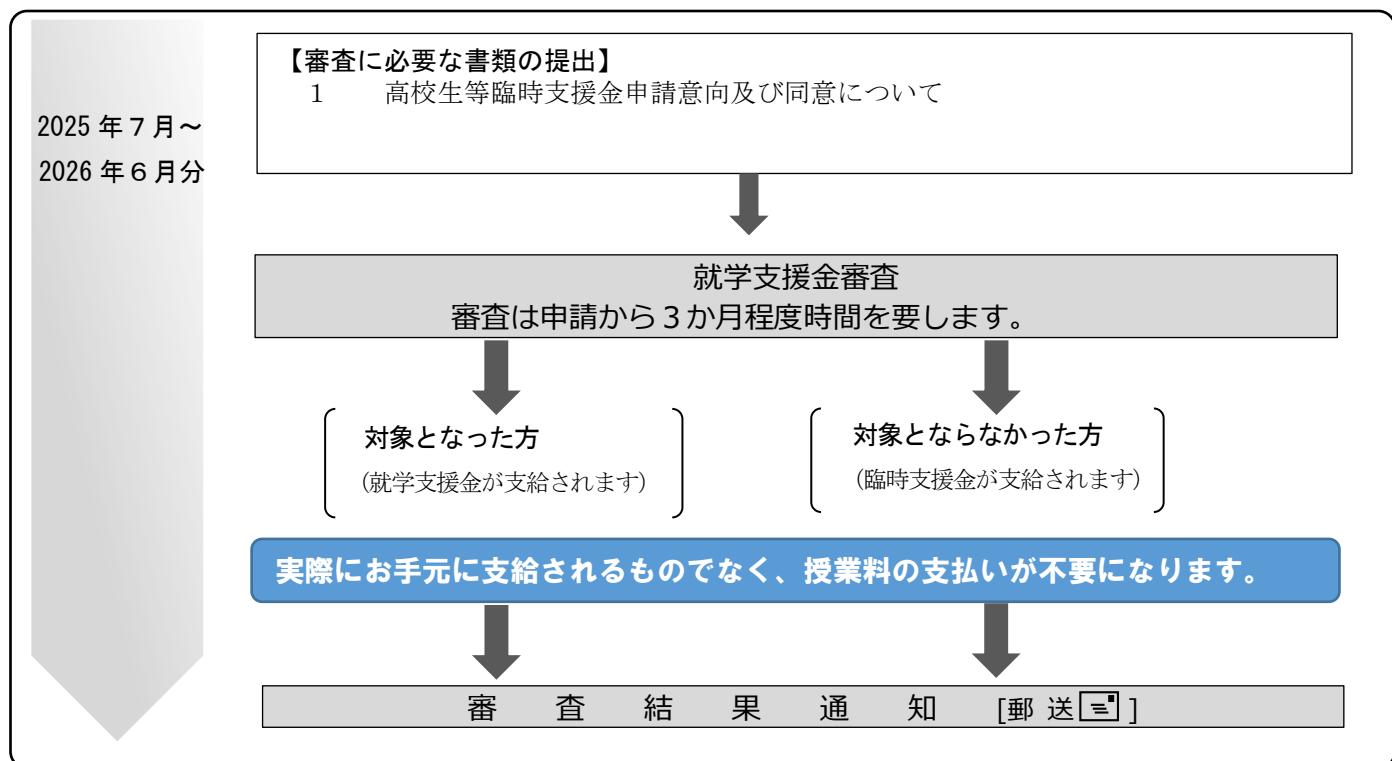
本お知らせをお受け取りいただいた方は、改めて就学支援金の届出書やマイナンバーのわかる書類等の提出は不要ですが、**令和7年度に限り「高校生等臨時支援金申請意向及び同意について」の提出は必須となります。**

※ ご提出していただけない場合、就学支援金が不認定となった際に臨時支援金を支給することができます、授業料を負担していただくことになります。

提出期限：7月11日（金）



◆ 手続きの流れ



◆ 高等学校等就学支援金の受給審査

- ◇ 7月から翌年6月の1年間を審査対象期間とし、令和7年度の住民税額（令和6年1月～12月所得）で審査します。
- ◇ 登録されたマイナンバーを使って住民税額の確認ができない場合、学校から該当年度の課税証明書等の提出を求められる場合があります。

◆ よくあるお問い合わせ



Q 所得制限はなくなったのに申請が必要なの？

A 令和7年度は、就学支援金の所得制限で不認定となる生徒に対して、臨時支援金を支給します。このため、住民税額を確認してどちらかの支援金を支給するか判断するためには、申請が必要となります。



◆ 次の場合は学校の事務室に必ず連絡してください

- ◇ 保護者（親権者）に変更があった場合
- ◇ 住所に変更がある場合
別途、手続きが必要となります。